

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に対する説明会
及び障害者総合支援法に基づく集団指導

共通事項

法令遵守の徹底について（事業者の一般原則）

- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情をふまえた計画（「個別支援計画」）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

法令遵守の徹底について(処分事例について)



Press Release

令和6年6月26日
【照会先】
社会・援護局障害保健福祉部
企画課長 江口 満
障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室長 羽野 嘉朗
(代表電話)03(5253)1111 (内線 3005)

報道関係者 各位

株式会社 恵^{めぐみ} の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。

厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、いわゆる連座制を適用することとし、本日その旨を、同社及び関係自治体に通知しました。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、同一サービス等類型内の他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができないこととなります。（指定取消処分の効力が発生する日のうち、もっとも早い日は令和6年8月31日である。）

厚生労働省においては、同社に対し、本日付で、各事業所における指定更新日までの間の障害福祉サービスの確実な提供や、利用者に対する継続的なサービスの確保等について、行政指導したところです。

また、厚生労働省としては、令和5年12月22日に同社の業務管理体制の整備についての改善勧告を行いました。正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められましたので、本日、業務管理体制の整備についての改善命令を行いました。

- 全国で障害者向けのグループホーム等を運営する株式会社恵について、令和6年6月26日付けで愛知県及び名古屋市から、同社の運営する5事業所の指定取消処分が行われた。
- 主な処分の理由は以下のとおり。
 - ・ 食材料費を過大に徴収する人格尊重義務に違反する行為
 - ・ 人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたものととして報酬や加算を不正に請求
- このうち食材料費の過大徴収について、組織的な関与が認められることから連座制が適用され、5年間他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができないこととされた。
- 厚生労働省からは、同社に対し、指定更新日までの間の障害福祉サービスの確実な提供や、利用者に対する継続的なサービスの確保等について行政指導しているほか、業務管理体制の整備についての改善命令が行われている。

法令遵守の徹底について(届出)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年10月1日規則第83号）

届出内容	期限	様式
変更届	変更日から <u>10日以内</u>	別記様式第3号
休止・廃止届	休止、廃止の <u>1ヶ月前</u>	別記様式第4号
再開届	再開日から <u>10日以内</u>	別記様式第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）

届出内容	期限	様式
体制届 (減算が発生する場合)	<u>速やかに</u> 届出	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
体制届 (加算を取得する場合)	15日までの受付分は翌月適用。 16日以降の受付分は翌々月適用。	〃

変更届添付書類一覧

指定障害福祉サービス事業所等変更届出書(様式第3号)に下表の書類を添付してください。

番号	変更があった事項	必要な添付書類(変更後のもの)	備考
1	事業所(施設)の名称	運営規程	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	運営規程	療養介護、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設の場合。 訓練・作業室等配置基準で必要な部屋について、基準を満たしていることを具体的に記載すること。 謄本について1部は原本。残り1部は写しで可。
		事業所・施設の平面図	
		居室面積等一覧表	
		事業所の設備・備品等一覧表	
		建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し	
3	申請者(設置者)の名称	定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 運営規程	1部は原本。残り1部は写しで可。
4	主たる事務所の所在地	定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 運営規程	1部は原本。残り1部は写しで可。
5	代表者の氏名及び住所(役員(理事)の氏名及び住所含む)	登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) 法第36条誓約書及び役員等名簿	住所のみの変更の場合は不要。役員等名簿の押印は、変更者のみで可。
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)	定款 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)	1部は原本。残り1部は写しで可。
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	事業所・施設の平面図	療養介護、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設の場合 謄本について1部は原本。残り2部は写しで可。
		居室面積等一覧表	
		事業所の設備・備品等一覧表	
		建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し	
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	管理者の経歴書 法第36条誓約書及び役員等名簿	住所のみの変更の場合は不要。役員等名簿の押印は、変更者のみで可。
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	サービス提供責任者の経歴書 資格証明書の写し	住所のみの変更の場合は不要
		実務経験証明書	実務経験が必要な場合のみ。住所のみの変更の場合は不要。
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	サービス管理責任者の経歴書	住所のみの変更の場合は不要。 サービス管理責任者研修の修了証及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の修了証が必要。 住所のみの変更の場合は不要。
		資格証明書の写し、研修修了証の写し	
		実務経験証明書	
11	主たる対象者	運営規程 主たる対象者を特定する理由等	
12	運営規程	運営規程	生活介護、就労継続支援B型及び障害者支援施設の定員増並びに障害者支援施設の施設障害福祉サービスの種類の変更に関しては変更指定申請となる。 変更箇所を下線を引くなど、変更箇所が分かるようにすること。様式第3号の変更前、変更後に記載すれば、省略可能。 定員変更に伴い、従業者の配置変更などがある場合。
		新旧対照表(任意様式)	
		組織体制図、勤務形態一覧表	
13	介護給付費等の請求に関する事項	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(各種加算の算定に変更がある場合)	
14	事業所の種別(併設型・空床型の別)	運営規程	
15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員	運営規程	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	協力医療機関との契約の内容	
17	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
18	当該申請に係る事業の開始予定年月日		
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	併設施設の変更が分かる書類	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	入所施設及び病院の変更が分かる書類	

※上記書類の他、必要に応じて別途書類の提出を求められる場合があります。

※「13 介護給付費等の請求に関する事項」については、障がい福祉課へ1部御提出ください。

変更届提出先

宮崎県障がい福祉課へ1部御提出ください。

提出先	提出先住所
宮崎県福祉保健部 障がい福祉課	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

業務管理体制の整備について

平成 24 年 4 月 1 日から、障害福祉サービス等事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられている。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に提出する必要がある。

① 事業者が整備する業務管理体制

整備が必要な内容	事業所等の数： 1以上20未満	事業所等の数： 20以上100未満	事業所等の数： 100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守規定の整備		○	○
自主監査の実施			○

業務管理体制の整備について

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

区分	届出先
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	各市町村 (障がい福祉担当課)
すべての事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が宮崎市(中核市)内に所在する事業者	宮崎市 (障がい福祉課)
上記以外の事業者	宮崎県 (障がい福祉課)

事故報告について（報告義務）

障害福祉サービス事業所等は障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等により、以下のとおり事故発生時の報告が義務づけられている。

- 1 事業者は、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合は、**都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡**を行うとともに、**必要な措置**を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、**記録**しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、**損害賠償**を速やかに行わなければならない。

【事故報告の対象サービス】

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設、一般相談支援事業、地域生活支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設、障害児相談支援事業、地域生活支援事業

【事故が起きたら】

- ①まずは、利用者（児）の御家族へ速やかに連絡を行い、十分に説明を行ってください。
- ②次に、電話により、県障がい福祉課等の報告先（次頁）に第一報を入れてください。
- ③事業所において事故原因の究明、再発防止策の検討を行い、改めて文書にて事故報告を提出してください。

事故報告について(対象となる事故)

重大事故

死亡	治療に30日以上かかる負傷、疾病
一酸化炭素中毒	重大な生命身体事故等が発生するおそれのあるもの(火災、窒息等)

その他の事故

治療に1日以上かかる負傷、疾病	怪我、火傷、誤嚥、誤薬等のうち、医師の診察又は同等の処置を要するもの(消毒処置のみの軽微なものは報告不要)
無断外出	警察等の協力による捜索が必要となるもの
感染症の集団発生	食中毒、インフルエンザ、結核、感染性胃腸炎、コロナ等
職員の法令違反によるもの	送迎中の事故及び法令違反、情報漏洩、横領、不正会計処理等
天災による被害	サービス提供に影響する重大なもの
その他	事業所が必要と判断したもの

事故報告について（報告内容）

1 報告年月日

2 事業所の内容

- (1) 法人の名称
- (2) 事業所の名称・所在地・電話番号
- (3) 報告者の職氏名

3 利用者の概要

- (1) 氏名・性別・年齢・住所・連絡先
- (2) 障がい種別、障害支援区分

4 事故の概要

- (1) 事故発生日時・場所
- (2) 事故の種別
- (3) 事故発生の経緯
- (4) 事故後の対応

5 利用者家族への対応等

- (1) 利用者の状況
- (2) 利用者・家族等に対する連絡・説明
- (3) 損害賠償（保険適用）の状況
- (4) 治療医療機関名

6 市町村及び関係機関への連絡・説明状況

7 事故の原因及び今後の改善策

【事故報告先】

- ・指定権者（宮崎県障がい福祉課又は宮崎市障がい福祉課）
- ・利用者の支給決定市町村
- ・事業所所在市町村

必要以上の情報（記録）を送ることや、
情報が不足することのないようお願いします。